

(別紙1)

訪問看護料金表【医療保険】

〈基本料金明細〉

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1割～3割）により算定します。

	(円)	1割の場合	2割の場合	3割の場合	摘 要
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550	555	1,110	1,665	週3日まで（1日1回）
	6,550	655	1,310	1,965	週4日目以降（1日1回）
精神科訪問看護基本料（Ⅰ）	5,550	555	1,110	1,665	週3日目まで30分以上
	4,250	425	850	1,275	週3日目まで30分未満
	6,550	655	1,310	1,965	週4日目以降30分以上
	5,100	510	1,020	1,530	週4日目以降30分未満
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500	850	1,700	2,550	在宅療養に備えて一時的な外泊をする場合（入院中1回）
イ：機能強化型訪問看護管理療養費1	13,760	1,376	2,752	4,128	月の初日
ロ：機能強化型訪問看護管理療養費2	10,460	1,046	2,092	3,138	
ハ：機能強化型訪問看護管理療養費3	9,030	903	1,806	2,709	
ニ：機能強化型訪問看護管理療養費4	9,030	903	1,806	2,709	
ホ：イからハ以外の場合	7,710	767	1,534	2,301	
訪問看護管理療養費	3,010	301	602	903	月の2日目以降

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

早朝・夜間加算	2,100	210	420	630	6時～8時・18時～22時
深夜加算	4,200	420	840	1,260	22時～6時
難病等複数回訪問加算	4,500	450	900	1,350	1日2回の訪問
	8,000	800	1,600	2,400	1日3回以上の訪問
乳幼児加算	1,400	140	280	420	6歳未満の乳幼児
	1,800	180	360	540	(厚生労働省が定める者)
長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560	特別管理加算対象者 (週1回90分を超える場合)
複数名訪問看護加算	4,500	450	900	1,350	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合（週1回）
週3回まで	3,000	300	600	900	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

【その他の加算】

24時間対応体制加算	6,520	652	1,304	1,956	24時間連絡・相談および緊急時に訪問が出来る体制
------------	-------	-----	-------	-------	--------------------------

緊急時訪問看護加算	2,650	265	530	795	主治医（在宅療養支援病院又は診療所）の指示に基づき緊急に訪問看護を行った場合
訪問看護物価対応加算 （1日につき） 訪問看護基本療養費を 算定する際に算定できる	60	6	12	18	R8.6～月の初日訪問
	20	2	4	6	R8.6～月の2日目以降の訪問
	120	12	24	36	R9.6～月の初日訪問
	40	4	8	12	R9.6～月の2日目以降の訪問
特別管理加算（月1回）	2,500	250	500	750	特別な管理が必要な場合
	5,000	500	1,000	1,500	特別な管理が必要な場合 （重症度等の高い場合）
退院時共同指導加算 （退院につき1回）	8,000	800	1,600	2,400	入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供し退院日に訪問看護が行われた場合
特別管理指導加算	2,000	200	400	600	特別管理加算の該当者に対して退院時共同指導加算に加えて算定
退院支援指導加算 （90分を超えた場合）	6,000	600	1,200	1,800	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合
	8,400	840	1,680	2,520	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 （月2回まで）	2,000	200	400	600	主治医、介護支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合
訪問看護情報提供療養費1	1,500	150	300	450	市町村や保健所などに情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費2	1,500	150	300	450	小学校・中学校、義務教育学校に情報提供した場合
訪問看護情報提供療養費3	1,500	150	300	450	保険医療機関、施設などに情報提供した場合
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15	電子資格確認により、診療情報を取得した上で訪問看護を実施に関する計画的な管理をおこなった場合
ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000	2,500	5,000	7,500	死亡日および死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合
ベースアップ評価料（月1回）	1,830	183	366	549	R8.6～厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの R9.6～
	2880	288	576	864	

（注）上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面にてお知らせいたします。

◎ 自 費

休日看護 （1時間30分以内）	3,300 （税込）	休日に訪問看護を利用する場合
死後の処置	22,000 （税込）	訪問看護の提供と連続して行われた死後の処置

<p style="text-align: center;">交通費</p> <p>石岡第一病院より 片道2kmまで700円（税別） それ以降は100mごとに5円</p>	2km	700円（税別）	100m	5円（税別）
	3km	750円（税別）	200m	10円（税別）
	4km	800円（税別）	300m	15円（税別）
	5km	850円（税別）	400m	20円（税別）
	6km	900円（税別）	500m	25円（税別）
	7km	950円（税別）	600m	30円（税別）
	8km	1000円（税別）	700m	35円（税別）
	9km	1050円（税別）	800m	40円（税別）
	10km	1100円（税別）	900m	45円（税別）
	11km	1150円（税別）	1000m	50円（税別）

※ 合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。

※ 自費の方は、訪問1回につき1時間11,000円（税込）その後30分ごとに5,500円（税込）かかります。

2026年6月1日改正